

# 障害者活躍推進計画について（企業庁）

## 計画策定の趣旨・背景

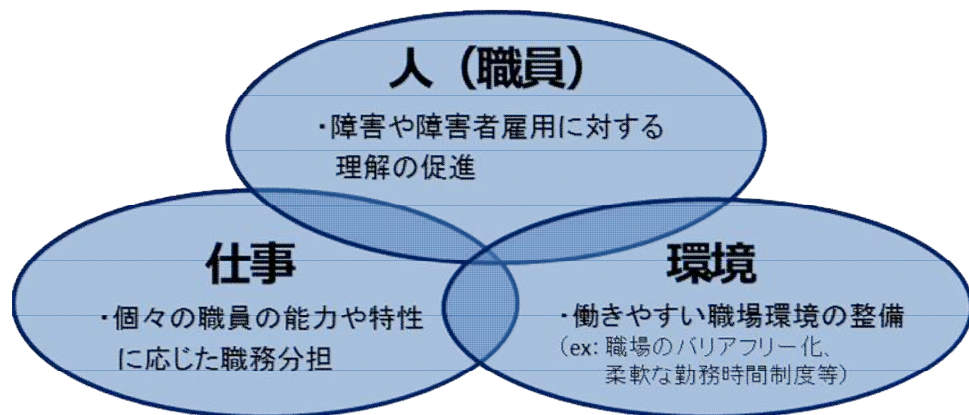
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（R1.6.14公布）により、国および地方公共団体の任命権者は、「障害者活躍推進計画作成指針（以下「指針」という。）」に即して、「当該機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「推進計画」という。）」を作成しなければならないこととされた（改正法第7条の3第1項）。
- ・当該規定の施行日である令和2年4月1日までに、各任命権者における推進計画を作成・公表する必要がある。

## 推進計画の概要

### 1 企業庁における障害者雇用に関する課題・取組方針

- ・企業庁における障害者雇用率は、5.13%と法定雇用率（2.5%）を上回っている。
- ・平成31年3月にはチャレンジ雇用により、当庁において障害者採用を実施したところ。
- ・「障害の有無に関わらず全ての職員が、持てる能力を最大限発揮し、やりがいをもって働き続けられる企業庁。自分らしさや強み、個性を活かし合える企業庁。」の実現を目指して、全ての職員が「障害者雇用の意義」を理解した上で、「人」「仕事」「環境」という3つの視点から具体的な取組を進めていく必要がある。

#### <取組の視点>



### 2 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

### 3 計画目標

- ア 採用に関する目標  
【実雇用率】各年6月1日時点の法定雇用率以上  
【障害者雇用】会計年度任用職員に障害者枠を設ける
- イ 定着に関する目標  
【定着率】常勤職員：採用後3年間の定着率 100%  
会計年度任用職員：雇用期間満了まで継続して勤務した職員の割合 100%
- ウ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標  
【ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）】－  
※令和3年度までに、職員のワーク・エンゲージメントに関するデータを収集の上、目標値の設定や評価方法等を検討。

### 4 主な取組内容

- 人** 障害者の活躍を推進する体制整備  
・組織内の人的サポート体制や外部の関係機関との連携体制を構築  
・障害や障害者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を実施
- 仕事** 障害者の活躍の基本となる職務の選定  
・一人一人の個性や能力に応じた適切な職務分担
- 環境** 障害者の活躍を推進するための環境整備・制度の利用促進  
・各庁舎・施設における環境整備の推進に向けた検討を実施  
・在宅勤務やサテライトオフィス勤務、時差出勤制度の利用を促進